
知的財産権講義

主として特許制度の理解のために

池田 博一

高エネルギー加速器研究機構 素粒子原子核研究所

平成 15 年 5 月 30 日
平成 15 年 11 月 1 日 改訂

概要

知的財産権の講義内容を、講義の日程に従って示しました。講義では、主として特許法を取扱っていますが、特許制度の特徴を明確にするために、特許以外の知的財産権制度についても言及することがあります。なお、付録として、本講義の開設趣旨についての記載を掲げました。

目次

1 講義予定	1
A 知的財産権講義の開設に関する提案	4

1 講義予定

第一回目から第四回目の講義では、制度の概念的及び手続的側面について議論します。これによって制度の大枠を理解することを目指します。

第五回目から第八回目で制度の実体的側面について議論します。これによって特許庁における審査の内容を理解することができると思います。

第九回目から第十三回目の講義では、特許権の行使、侵害からの防衛、特許の利用等の特許権の成立後の議論を行います。これによって、侵害訴訟、無効審判、実施許諾制度等に関する理解目指します。

第十四回目と第十五回目は、パリ条約及び特許協力条約についての議論を行います。パリ条約では、特に優先権制度の理解を徹底したいと思います。また特許協力条約は、いわゆる繰り延べ期間が一律に 30ヶ月と改正されたことから、より利用しやすい制度になってきていることを踏まえて、その制度の活用を図るべく内容の周知を図りたいと思います。

講義は、週1回として、各回2時間程度と考えてています。12月中旬から始めて、3月下旬には終了するようにしたいと思います。

以上のような内容をもって特許法を中心として知的財産法をめぐる枠組みを明らかにすることを目指します。また、近時の法改正の要点についても言及する予定です。

表 1: 技術部専門研修「知的財産権」の内容

科目	時間	講師
1. 特許制度の意義、 発明の定義（判例）	02:00	素粒子原子核研究所 助教授 池田 博一
2. 特許を受けることができる者、 職務発明（判例） 共同出願	02:00	
3. 出願書類の概要: 発明届、願書、要約、 特許請求の範囲、明細書等	02:00	
4. 出願の効果: 特許出願、審査請求、優先審査、 情報提供、出願公開、補償金請求権	02:00	
5. 特許要件その 1: 新規性（判例） 進歩性（判例）、 新規性喪失の例外	02:00	
6. 特許要件その 2: 先願、拡大された先願（判例）、 公序良俗違反、冒認	02:00	
7. 特許要件その 3: 技術調査、記載要件、出願の単一性	02:00	
8. 特許要件その 4: 拒絶理由通知、補正、出願の変更、 出願の分割、取り下げ、 拒絶査定に対する審判（判例）	02:00	
9. 特許権の発生と消滅: 特許権の成立、存続期間、 特許権の消滅事由、特許料	02:00	
10. 特許権の効力: 実施の定義 特許権の効力の及ばない範囲（判例）	02:00	
11. 実施許諾制度: (独占的/非独占的) 通常実施権、 専用実施権、裁定制度 法定通常実施権（判例）	02:00	
12. 直接侵害、間接侵害、 特許発明の技術的範囲、 均等論、利用抵触、並行輸入（判例）	02:00	
13. 特許侵害訴訟: 損害賠償、差止め請求、刑事罰 訂正の請求、訂正審判、無効審判 実用新案権おける権利行使	02:00	
14. パリ条約と優先権（判例）	02:00	
15. PCT 制度の概要	02:00	

A 知的財産権講義の開設に関する提案

平成 14 年 12 月
素粒子原子核研究所 池田 博一

特許権を中心とした知的財産権の講義の開設を提案したいと思います。

先月末(11月27日)に、「知的財産戦略大綱」に基づいた「知的財産基本法」が可決成立いたしました。これによって、「知的財産戦略大綱」が「知的財産戦略本部」のもと推進されていくものと思われま

す。「知的財産基本法」は、「大学等は、その活動が社会全体における知的財産の創造に資するものであることにかんがみ、人材の育成並びに研究その成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする。」(第7条第1項)と規定しています。従って、本機構もその一翼を担うものと考えられます(第2条第3項)。一方、同法第7条第3項においては、「研究者の自主性の尊重その他大学及び高等専門学校並びに大学共同利用機関における研究の特性に配慮しなければならない。」とし、産業施策と大学の本来的使命との間の調整を図っています。

そこで、本機構においては、研究成果はどのようにして「知的財産」化されかつ活用されるのか、さらには、特許法等の産業振興施策は、どのようにすれば基礎研究と調和されるのか、といった問題について具体的イメージを得るための共通のベースを確保することが重要であると考えます。

具体的には、特許権を中心とした知的財産権を系統的に理解することにより、大学共同利用機関としての本機構における知的財産の取扱いについて議論を深めるための一助としたいと考えています。

本講義は、一般向けの啓蒙的な知識のレベルを超えることを目標とし、保護対象、出願手続、権利の利用、審判、さらには特許訴訟について、最新の法令、審査基準、さらには判例を駆使して、実践的なものとしていきたいと思

います。毎週1回、それぞれ一時間半程度とし、全体を20回程度でまとめたいと考えています。原則として、池田が資料等の調整並びに講義方を担当いたします。

以上、宜しくご検討願います。

以上